

育児休業手当金の支給率引き上げに伴う給付上限相当額の変更について

共済組合から支給する育児休業手当金・介護休業手当金は支給日額の上限（給付上限相当額）が設けられておりますが、平成26年4月1日以降に育児休業を取得した者について、育児休業開始から180日間育児休業手当金の支給率が引上げ（50%→67%）られたことに伴い、給付上限相当額が以下のとおり変更となりますのでお知らせします。

	給付上限相当額
育児休業手当金 (支給率 67%)	13,001円

なお、育児休業手当金の支給率が50%の場合および介護休業手当金については給付上限相当額の変更はありません。

	給付上限相当額
育児休業手当金 (支給率 50%)	9,702円
介護休業手当金	7,761円

この支給日額の上限の設定が適用されるのは、
（一般職）給料月額が、341,550円以上
（特別職）給料月額が、426,910円以上 の方となります。